

## 第5章 量の見込みと確保方策

### 1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前の児童を対象とし、幼児期の学校教育・保育を提供します。

**現状** 平成26年10月1日現在

		施設数	定員数	利用者数	定員充足率
認可保育所	公立	3 か所	350 人	386 人	110.3%
	私立	11 か所	935 人	1,117 人	119.5%
	計	14 か所	1,285 人	1,503 人	117.0%
幼稚園	公立	18 か所	2,255 人	995 人	44.1%

#### 確保方策

- 保育所、幼稚園及び認定こども園については、家庭の状況にかかわらず、質の高い教育が提供されるとともに、必要な子どもは保育を受けられるよう、未就学児対象の施設全体として総社市の規模と地域のニーズに適合したあるべき姿を求めることとします。
- 幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するため、積極的に認定こども園の普及促進を図ります。
- 公立保育所は、認定こども園へ移行します。
- 公立幼稚園は、地域のニーズに応じて可能なものから認定こども園への移行を検討します。
- 公立幼稚園施設の全体又は一部を社会福祉法人に譲渡（売却・無償貸与）し、私立認定こども園として運営することや、保育所分園として活用することを検討していきます。その際には、既存の人員の活用に配慮したうえ、小学校との連携を強めるとともに教育の質の向上により一層努めなければならないこととします。
- 既存の保育所において、施設規模や定員の弾力化の受入状況を踏まえ、質の向上に配慮しつつ定員枠の拡大を進めます。
- 地域型保育事業については、公立幼稚園の空き教室を利用した社会福祉法人による小規模保育の実施を検討すること及び事業所内保育の実施を支援することを進めます。

【幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容/認定区分別】(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
1号 (3～5歳教育)	①量の見込み	1号	2号 幼稚園 利用	1号	2号 幼稚園 利用	1号	2号 幼稚園 利用	1号	2号 幼稚園 利用	1号	2号 幼稚園 利用
		894	266	889	264	887	263	861	256	853	253
	②確保の内容	1,295		1,295		1,295		1,295		1,295	
	特定教育・保育施設	1,295		1,295		1,295		1,295		1,295	
	達成状況(②-①)	135		142		145		178		189	
(3～5歳保育) 2号	①量の見込み	836		831		829		805		797	
	②確保の内容	790		800		800		800		800	
	特定教育・保育施設	790		800		800		800		800	
	達成状況(②-①)	-46		-31		-29		-5		3	
3号 (0～2歳保育)	①量の見込み	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
		221	576	218	573	216	566	213	560	209	553
	②確保の内容	180	525	185	540	190	550	210	575	210	575
	特定教育・保育施設	180	525	180	530	180	530	195	545	195	545
	特定地域型保育事業	-	-	5	10	10	20	15	30	15	30
	達成状況(②-①)	-41	-51	-33	-33	-26	-16	-3	15	1	22
	保育利用率	40.1%		41.6%		43.0%		46.2%		46.8%	

\* 1号：3～5歳 幼児期の学校教育のみ 2号：3～5歳 保育の必要性あり 3号：0～2歳 保育の必要性あり  
 保育利用率：3歳未満の児童の推計人口に占める利用定員（確保の内容）の割合

## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

### (1) 利用者支援事業

子どもや子どもの保護者が、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。

#### 現 状

平成 27 年度より新たに実施する事業であり、これまでの実績はありません。

#### 確保方策

- 市役所における幼児期の学校教育・保育の窓口コーディネーター 1 名を配置します。

【利用者支援事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	箇所数	0	0	0	0	0

### (2) 地域子育て支援拠点事業

子育てに関する相談、情報提供、助言などを行うとともに、子どもとその保護者が他の親子と交流を行う場を設置します。また、児童館建設の要望があること等を踏まえ、幼児とその兄弟姉妹である小学校低学年までが同じスペースで過ごすことができるように検討します。

#### 現状

平成 25 年度	つどいの広場	子育て支援センター	計
箇所数	4 か所	5 か所	9 か所

#### 確保方策

- 平成 27 年度に新たに太陽保育園で子育て支援センター 1 か所を追加的に開設し、利用の促進を図ります。
- つどいの広場については、保護者に寄り添う支援を意識し、充実と柔軟な運営を図ります。
- 子育て支援センターについては、設置園の責任においてより多くの家庭に利用してもらうことを目指します。利用が少ない場合（月 100 組未満の親子利用）には事業継続の見直しを図ります。

【地域子育て支援拠点事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	延利用児童数/月	4,583	4,544	4,492	4,434	4,377
②確保の内容	箇所数	10	10	10	10	10
	延利用児童数/月	4,583	4,544	4,492	4,434	4,377
②-①	延利用児童数/月	0	0	0	0	0

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的な検査を医療機関において実施します。

#### 現状

平成 25 年度	延件数
妊婦健康診査	6,676 件

#### 確保方策

- すべての妊婦に対し実施します。

〔実施場所〕 医療機関

〔検査項目〕 基本的な健康診査（問診、計測、検尿、診察等）  
必要に応じた医学的な検査（血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、クラミジア抗原検査等）

〔実施時期〕 妊娠初期より妊娠 23 週まで：4 週間に 1 回  
妊娠 24 週より妊娠 35 週まで：2 週間に 1 回

【妊婦健康診査の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	延受診回数/年	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
②確保の内容	延受診回数/年	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
②-①	延受診回数/年	0	0	0	0	0

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師または助産師が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけます。

##### 現状

平成 25 年度	対象児童数	訪問児童数	訪問率
乳児家庭全戸訪問事業	586 人	578 人	99%

##### 確保方策

- 生後4か月までの子どもがいる家庭すべてに対し実施します。  
 [実施体制] 保健師や助産師による全戸訪問体制  
 [実施機関] こども課母子保健係

##### 【乳児家庭全戸訪問事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	訪問件数/年	580	580	580	580	580
②確保の内容	訪問件数/年	580	580	580	580	580
②-①	訪問件数/年	0	0	0	0	0

#### (5) 養育支援訪問事業

保健師または助産師が、さまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的サポートを行うことにより個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図り、当該家庭において安定した養育が可能となるよう支援します。

##### 現状

平成 25 年度	訪問児童数
養育支援訪問事業	351 人

##### 確保方策

- 養育が必要な家庭に対し訪問を実施します。  
 [実施体制] 保健師や助産師による支援訪問体制  
 [実施機関] こども課母子保健係

##### 【養育支援訪問事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	訪問延件数/年	350	350	350	350	350
②確保の内容	訪問延件数/年	350	350	350	350	350
②-①	訪問延件数/年	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病などで宿泊を伴う保育が必要な乳幼児・児童に対して、児童養護施設において受け入れます。

**現状**

平成 25 年度	箇所数
子育て短期支援事業	1 か所

**確保方策**

- 児童養護施設みのり園への委託において事業を実施します。

【子育て短期支援事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	14	14	14	14	14
	利用延人数/年	14	14	14	14	14
②確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
	②-① 利用延人数/年	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学児童））

育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人とを、それぞれ会員として、これをマッチングさせる事業を実施し、就学児童の放課後の子育てをサポートします。

**現状**

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
子育て援助活動支援事業	1 か所	20 人

**確保方策**

- NPO 法人保育サポート「あい・あい」への委託において事業を実施します。

【子育て援助活動支援事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	21	22	22	22	22
	利用延人数/年	21	22	22	22	22
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

## (8) 一時預かり事業

### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

在園児の保護者が病気や介護などのために子どもの保育が一時的に困難となった場合やりフレッシュを希望する場合などに幼稚園で一時的に預かり保育を行います。

#### 現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業	5 か所	8,200 人

#### 確保方策

- 利用者負担の見直しを含めて預かり時間の拡大を検討し、小規模保育及び認定こども園の実施への移行を視野に入れながら、既存の幼稚園5か所で実施します。

#### 【一時預かり事業（幼稚園在園児）の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	9,607	9,549	9,524	9,243	9,168
	利用延人数/年	9,607	9,549	9,524	9,243	9,168
②確保の内容	箇所数	5	5	5	5	5
	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

### ② 一時預かり事業（保育所・拠点施設における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業）

保護者が病気や介護などのために子どもの保育が一時的に困難となった場合やりフレッシュを希望する場合などに保育所や認定こども園、子育て拠点施設、ファミリー・サポート・センターなどで一時的に保育を行います。

#### 現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
保育所における一時預かり	5 か所	6,000 人
ファミリー・サポート・センター	1 か所	6,500 人

#### 確保方策

- 既存の保育所5か所での一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。

#### 【一時預かり事業の見込み量及び確保の内容（保育所・拠点施設における確保）】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	13,761	13,700	13,610	13,547	13,456
	利用延人数/年	13,761	13,700	13,610	13,547	13,456
②確保の内容	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

### (9) 病児保育事業

病気の子どもについて、病院における専用スペースにおいて、看護師などが病気の子どもを一時的に保育する事業を実施します。

#### 現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
病児保育事業	1 か所	534 人

#### 確保方策

- 既存の1か所の施設において実施します。
- ファミリー・サポート・センターと連携して実施することで、利用者の利便性の向上に努めます。

#### 【病児保育事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	742	729	717	680	662
②確保の内容	利用延人数/年	742	729	717	680	662
	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

### (10) 時間外保育事業

保護者の多様な就労形態や長時間の通勤等に伴い通常の保育時間を超えて、午後 7 時まで延長して保育を行います。

#### 現状

平成 25 年度	箇所数	利用者数
時間外保育事業	14 か所	660 人

#### 確保方策

- 既存の全ての保育施設において実施し、午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間開所を実施します。

#### 【時間外保育事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用実人数	630	625	621	608	601
②確保の内容	利用実人数	630	625	621	608	601
	箇所数	14	14	14	14	14
②-①	利用実人数	0	0	0	0	0



## (11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働、疾病、介護などにより昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、長期休業中に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

原則として4年生以上も受け入れることを踏まえ、空き教室の活用についても検討していきます。また、学校開放型のクラブとして、下校後の教室利用についても協議していきます。

長期休暇限定の利用についても、検討していきます。

### 現状

平成 25 年度	クラブ数	延利用者数
放課後児童健全育成事業	13 か所	590 人

### 確保方策

- 利用対象者を3年生から6年生までに拡充します。
- 定員超過の場合は、小学校等の空き教室を活用した施設整備を検討します。
- また、定員超過により在籍する小学校のクラブが利用できない場合は、定員に余裕のあるクラブが利用できるよう利用調整を図ります。
- 長期休暇時のみ保育が必要な家庭については、長期休暇を限定としたクラブ開設を検討します。
- 大規模クラブについては、適正規模になるよう分割を検討します。

### 【放課後児童健全育成事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用実人数	590	594	593	608	604
	利用実人数	590	594	593	608	604
②確保の内容	クラブ数	14	14	14	14	15
	利用実人数	0	0	0	0	0

#### 《放課後こども総合プランに基づく取組》

- 国の「放課後こども総合プラン」に基づき、小学校に就学している全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する事業を推進します。
- 平成31年度までに、放課後子ども教室と一体型の放課後児童クラブを新設することを目指します。
- 現在7か所で行われている放課後子ども教室については、平成31年度までに新たな枠組を検討しながら新設及び統廃合していくことを目指します。
- 一体型の事業を実施する場合、企画段階から、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーター等が連携して内容や実施日等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設置するとともに、放課後子ども教室と放課後児童クラブは、それぞれの研修会開催にあたって双方が参加、交流できるよう努め、資質の向上並びに意識の共有化を図ります。
- 事業実施主体である、教育委員会と福祉部局の担当者が連携を図るとともに、放課後活動にあたっての責任体制を明確にし、文書化します。
- 教育委員会は、小学校の余裕教室の活用、特別教室の一時利用等の促進を図ります。